

厚生労働大臣の定める掲示事項

【手術に関する事項】（令和6年 1月～令和6年 12月）

1 区分1に分類される手術 手術件数	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ 黄斑下手術等	0件
ウ 鼓室形成手術等	0件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
2 区分2に分類される手術 手術件数	
ア 靭帯断裂形成手術等	0件
イ 水頭症手術等	0件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	0件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除術等	0件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
3 区分3に分類される手術 手術件数	
ア 上顎骨形成術等	0件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	0件
キ 同種死体腎移植術等	0件
4 区分4に分類される手術	
腹腔鏡下手術等	0件
5 その他の区分に分類される手術 手術件数	
人工関節置換術	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術等	0件